

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. その他

- 一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について
当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

- ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の100倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が100口の場合、10,000口と表示されます。

- ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の1,000倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が100口の場合、100,000口と表示されます。

- マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

- 購入時申込手数料 最大 3.85% (税込)

本手数料率は、IFAが媒介する取引の場合に適用されます。

- 購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額(購入口数×1口あたりの購入価額)に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3% (税込) のファンドをご購入される場合

(例 1) 口数指定で購入する場合(円貨決済)

購入価額 10,000 円(1 万口あたり) で 100 万口ご購入いただく場合

申込手数料(税込) = $10,000 \text{ 円} \times 100 \text{ 万口} \div 10,000 \text{ 口} \times 3.3\% = 33,000 \text{ 円}$ となり、合計 1,033,000 円(税込) お支払いいただくこととなります。

(例 2) 口数指定で購入する場合(外貨決済)

購入価額 10 米ドル(1 口あたり) で 1 万口ご購入いただく場合

申込手数料(税込) = $10 \text{ 米ドル} \times 1 \text{ 万口} \div 1 \text{ 口} \times 3.3\% = 3,300 \text{ 米ドル}$ となり、合計 103,300 米ドル(税込) お支払いいただくこととなります。

(例 3) 金額指定で購入する場合([]内は外貨決済を選択した場合の例)

100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額(税込)は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

4. 当社の概要

- ・ 商号等 マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・ 本店所在地 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・ 設立 1999 年 5 月
- ・ 資本金 12,200 百万円
- ・ 主な事業 金融商品取引業
- ・ 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・ 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・ 連絡先
ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォー
ムからお問合せいただけます。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 口：お客様ダイヤル

電話番号：固定電話 0120-846-365（無料）

：携帯電話・一部 IP 電話 03-6737-1666（有料）

受付時間：8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以 上

（2021 年 8 月）

KTM_TOUSHIN_2.0



世界高金利債券ファンド

愛称:債券万博

追加型投信 / 内外 / 債券



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社の概要

| | |
|------------------------|--------------------------|
| 委託会社名 | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 |
| 設立年月日 | 1985年7月15日 |
| 資本金 | 20億円(2021年6月30日現在) |
| 運用する投資信託財産の 合計純資産総額 | 10兆4,113億円(2021年6月30日現在) |

商品分類・属性区分

商品分類

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 追加型 | 内外 | 債券 |

属性区分

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|------------------------------|--------------|-----------------------------|------------------|-------|
| その他資産 (投資信託証券 (債券 一般)) | 年12回 (毎月) | グローバル (日本を含む)、 エマージング | ファンド・オブ・ ファンズ | なし |

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年9月15日に関東財務局長に提出しており、2021年9月16日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

投資信託への投資を通じて、実質的に、世界の先進国、新興国の債券に分散投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 主として世界の先進国および新興国の債券に分散投資します。

■実際の運用は、「高利回り先進国債券マザーファンド」および「アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB (適格機関投資家専用)」の2つの投資信託を通じて行います。

●高利回り先進国債券マザーファンド

主としてAA一格相当以上の世界の主要国のソブリン債等*を中心に投資します。

*ソブリン債等には国債や政府機関が発行する債券のほか、地方債、世界銀行、アジア開発銀行などの国際機関が発行する債券も含まれます。

▶債券格付けについて

| | S&P | ムーディーズ |
|-----|-----|--------|
| 高 | AAA | Aaa |
| | AA | Aa |
| | A | A |
| | BBB | Baa |
| 格付け | BB | Ba |
| | B | B |
| | CCC | Caa |
| | CC | Ca |
| 低 | C | C |



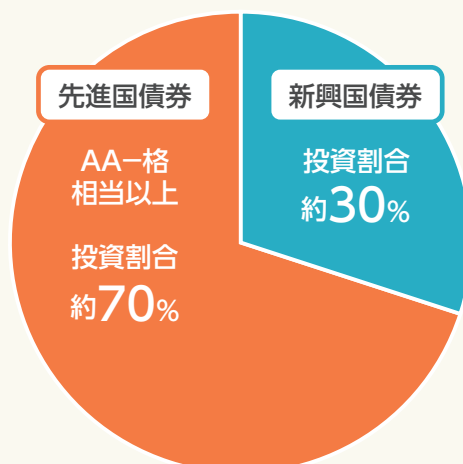
債券格付けとは

債券の元本、利息支払の確実性の度合いを示すもので、S&Pやムーディーズといった格付機関が各債券の格付けを行っています。

- アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB (適格機関投資家専用)
主として新興国の公社債を中心に投資します。

2 先進国と新興国の債券の投資割合はおおむね7:3を基本とします。

▶先進国と新興国の債券の投資割合



3

実質的に組み入れる外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

4

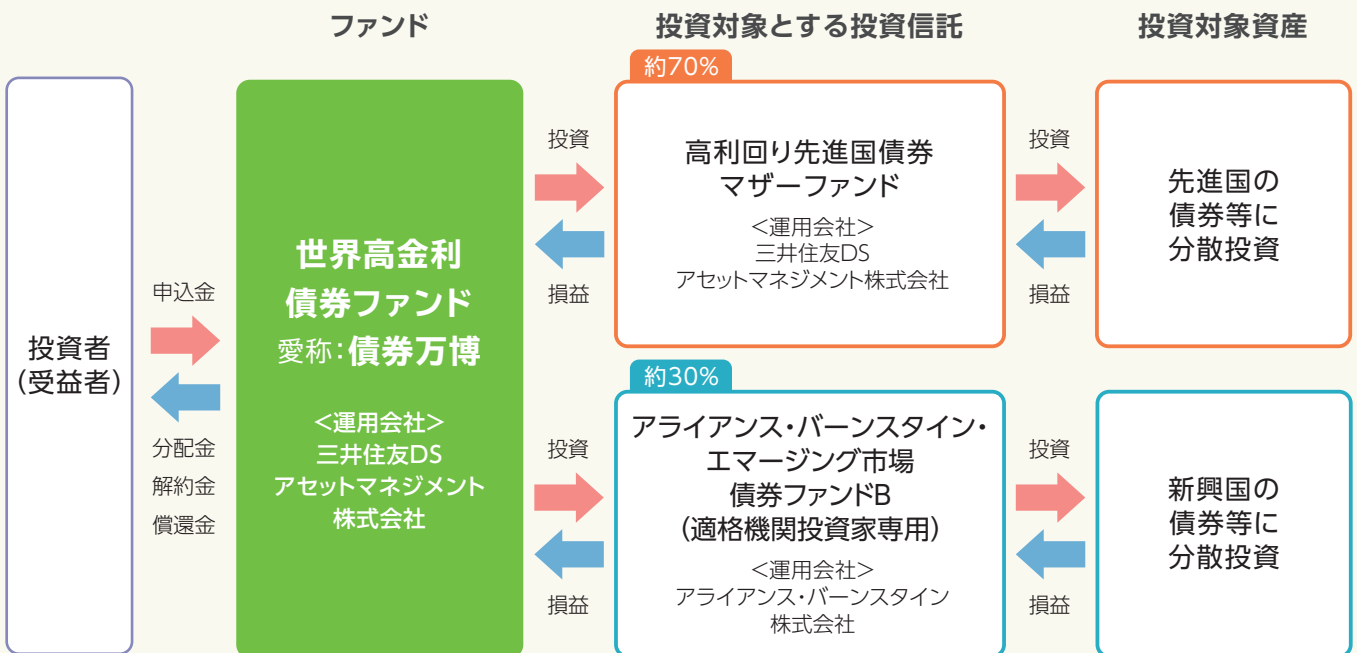
原則として毎月決算を行い、分配を行うことを目指します。

- 決算日は毎月18日(休業日の場合は翌営業日)です。
- 主として、配当等収益を中心に毎月分配する予定です。
- 売買益(評価損益を含みます。)については、基準価額水準・市況動向等を勘案して、毎年6月、12月の決算時に分配する予定です。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

※新興国債券を投資対象とする国内籍投資信託において「同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の35%以内」となっておりますが、同一発行体の発行する債券への実質投資割合を10%以内に抑制するため、当該国内籍投資信託への投資割合を必要に応じて調整します。

分配方針

- 毎月18日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

ファンドの目的・特色

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

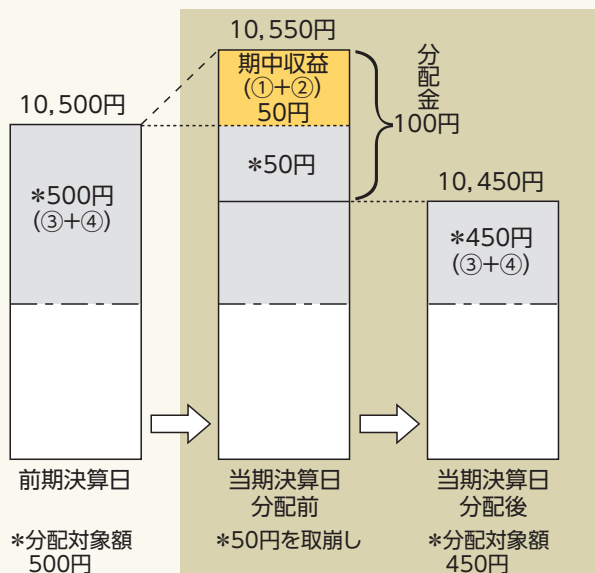


■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

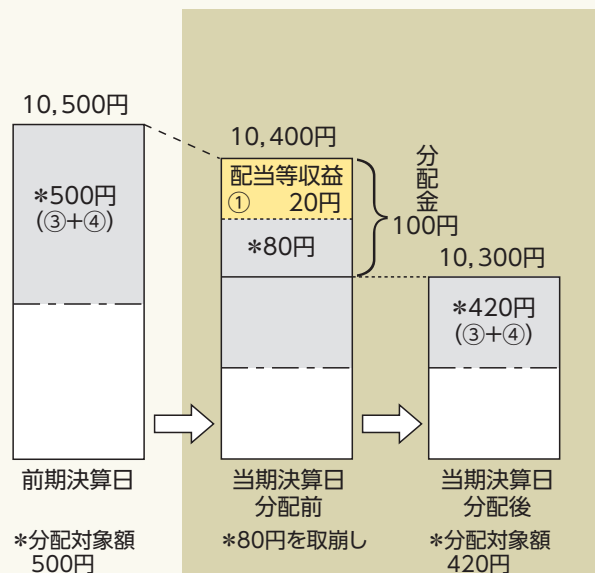
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

[前期決算日から基準価額が上昇した場合]



[前期決算日から基準価額が下落した場合]

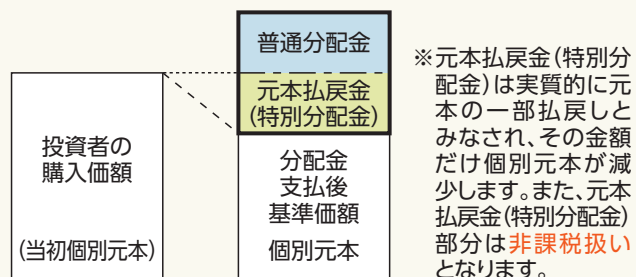


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

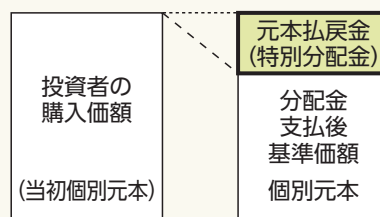
■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

[分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合]



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

[分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合]



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

追加的記載事項

■投資対象とする投資信託の投資方針等

▶高利回り先進国債券マザーファンド

| | |
|---------|--|
| 主要投資対象 | <ul style="list-style-type: none"> ●主として、世界の主要国のソブリン債等を中心に投資します。 ●投資対象とする債券の格付けは、取得時において主要格付機関の長期信用格付けでAA-格相当以上とします。 |
| 運用の基本方針 | 主として世界の主要国の公社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ●株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ●外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 |
| 決算日 | 原則として毎月18日(休業日の場合は翌営業日) |
| 信託報酬 | ありません。 |
| その他の費用 | 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | 追加設定および一部解約を行う日の前営業日の基準価額に対して0.1% |
| 委託会社 | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

▶ アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB (適格機関投資家専用)

| | |
|-----------|--|
| 形 態 | 国内籍投資信託 |
| 主要投資対象 | アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド受益証券 |
| 運用の基本方針 | マザーファンドへの投資を通じて、主としてエマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券(エマージング・マーケット債)に分散投資することにより、高水準のインカム・ゲインを確保するとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ● 株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ● 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ● 同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の35%以内とします。 |
| 決 算 日 | 原則として毎月7日(休業日の場合は翌営業日) |
| 信 託 報 酬 | 純資産総額に対して年0.836%(税抜き0.76%) |
| その他の費用 | 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用、監査費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。 |
| 申 込 手 数 料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | 解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して0.25% |
| 委 託 会 社 | アライアンス・バーンスタイン株式会社 |
| 投資顧問会社 | (マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先) アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド |
| 受 託 会 社 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 購 入 の 可 否 | 日本において一般投資家は購入できません。 |

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



価格変動リスク

債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



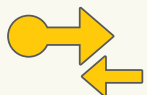
為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



市場流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

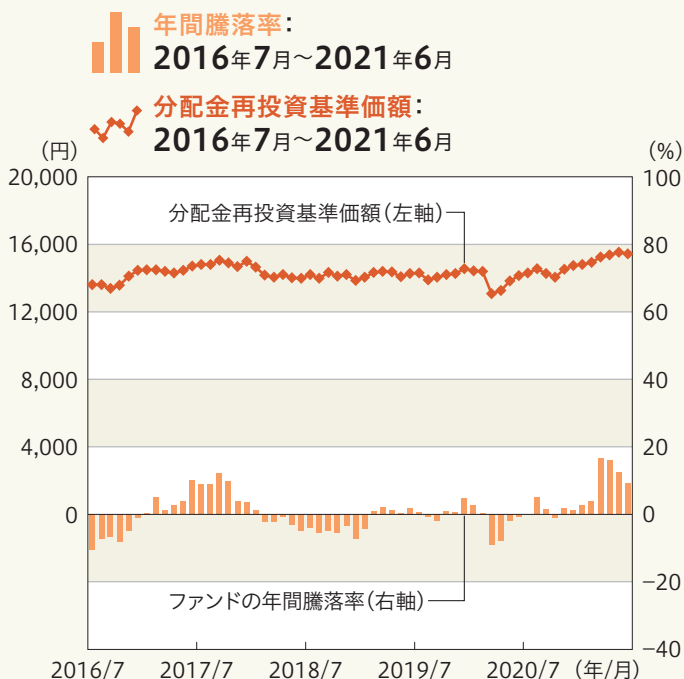
リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

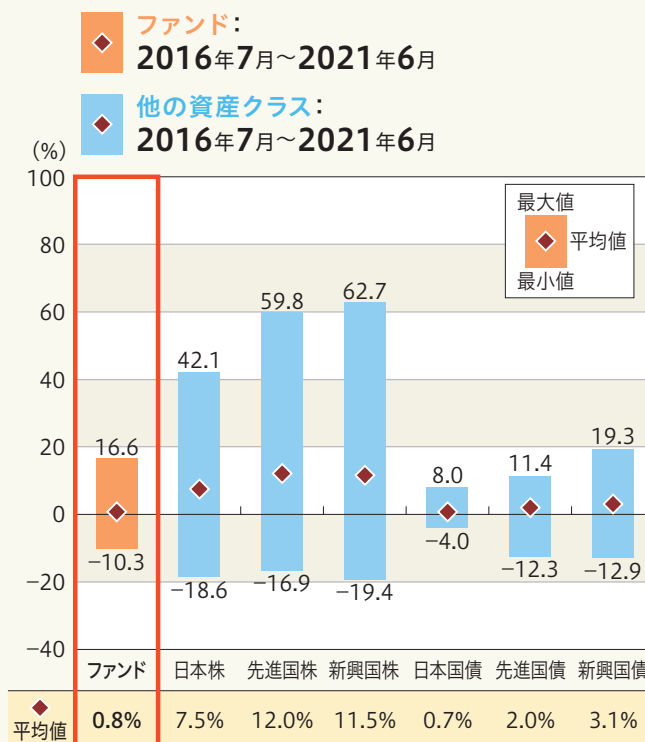
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

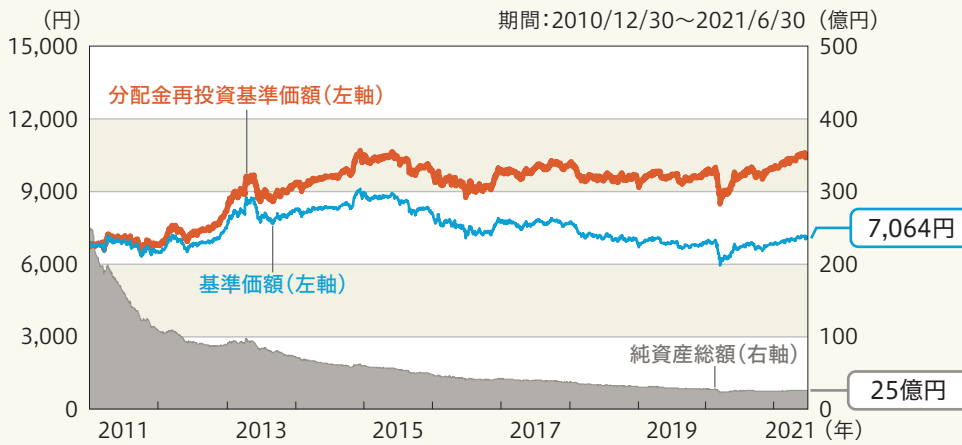
| | |
|------|--|
| 日本株 | TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) 野村証券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。 |
| 新興国債 | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。 |

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
 ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

分配の推移

| 決算期 | 分配金 |
|----------|--------|
| 2021年 6月 | 15円 |
| 2021年 5月 | 15円 |
| 2021年 4月 | 15円 |
| 2021年 3月 | 15円 |
| 2021年 2月 | 15円 |
| 直近1年間累計 | 180円 |
| 設定来累計 | 6,210円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■世界高金利債券ファンド

資産別構成

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---------------------|------|--------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 68.93 |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 29.74 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 1.33 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|------|-----------|---|-------|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 高利回り先進国債券マザーファンド | 68.93 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用) | 29.74 |

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
 ※[主要投資銘柄(上位10銘柄)]は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶投資対象とする投資信託の現況

■高利回り先進国債券マザーファンド

資産別構成

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---------------------|-------------|----------|
| 国債証券 | ノルウェー | 17.86 |
| | アメリカ | 16.28 |
| | カナダ | 13.22 |
| | イギリス | 8.81 |
| | ニュージーランド | 7.40 |
| | その他 | 6.96 |
| | 特殊債券 | 国際機関・その他 |
| 地方債証券 | オーストラリア・その他 | 9.55 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 1.50 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 利率(%) | 償還期限 | 比率(%) |
|----------|-------|------------------------|-------|------------|-------|
| ノルウェー | 国債証券 | NORWEGIAN GOVT 1.75 | 1.750 | 2025/03/13 | 17.86 |
| アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B 6.125 | 6.125 | 2027/11/15 | 12.59 |
| 国際機関 | 特殊債券 | INT BK RECON&DEV 4.625 | 4.625 | 2021/10/06 | 9.83 |
| ドイツ | 特殊債券 | KFW 5 | 5.000 | 2024/03/19 | 8.60 |
| ニュージーランド | 国債証券 | NEW ZEALAND GVT 2.75 | 2.750 | 2025/04/15 | 7.40 |
| カナダ | 国債証券 | CANADA-GOV'T 5.75 | 5.750 | 2029/06/01 | 6.32 |
| イギリス | 国債証券 | UK TSY GILT 2.75 | 2.750 | 2024/09/07 | 5.69 |
| オーストラリア | 地方債証券 | NSWTC-DOMESTIC 5 | 5.000 | 2024/08/20 | 4.88 |
| カナダ | 地方債証券 | QUEBEC PROVINCE 4.25 | 4.250 | 2021/12/01 | 4.67 |
| アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B 1.625 | 1.625 | 2022/11/15 | 3.68 |

※比率は、高利回り先進国債券マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

運用実績

基準日:2021年6月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

■アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB (適格機関投資家専用)

主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|------|---------------|---------------------------------|--------|
| 日本 | 親投資信託 受益証券 | アライアンス・バーンスタイン・ 新興国債券マザーファンド | 100.05 |

「アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド」が投資している有価証券の上位10銘柄は、以下の通りです。

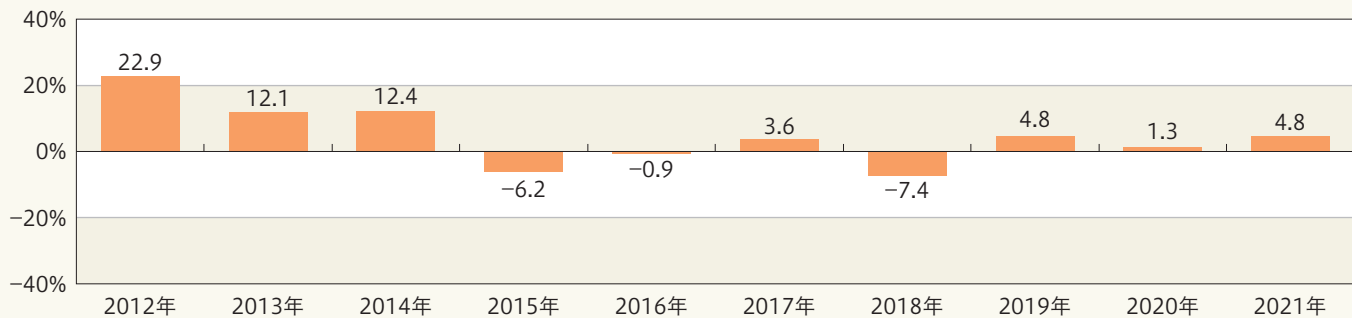
| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 利率(%) | 償還期限 | 比率(%) |
|----------|------|--------------------------|--------|------------|-------|
| ロシア | 国債証券 | RUSSIAN FEDERATION | 5.250 | 2047/06/23 | 1.83 |
| アルゼンチン | 国債証券 | REPUBLIC OF ARGENTINA | 0.125 | 2035/07/09 | 1.66 |
| サウジアラビア | 国債証券 | KINGDOM OF SAUDI ARABIA | 5.250 | 2050/01/16 | 1.65 |
| ロシア | 国債証券 | RUSSIAN FEDERATION | 4.375 | 2029/03/21 | 1.56 |
| 南アフリカ | 国債証券 | REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | 8.000 | 2030/01/31 | 1.41 |
| メキシコ | 社債券 | PETROLEOS MEXICANOS | 6.950 | 2060/01/28 | 1.33 |
| 英ヴァージン諸島 | 社債券 | SINOPEC GRP OVERSEAS DEV | 3.625 | 2027/04/12 | 1.32 |
| メキシコ | 国債証券 | UNITED MEXICAN STATES | 4.350 | 2047/01/15 | 1.19 |
| トルコ | 国債証券 | REPUBLIC OF TURKEY | 4.250 | 2025/03/13 | 1.18 |
| エジプト | 国債証券 | ARAB REPUBLIC OF EGYPT | 14.060 | 2026/01/12 | 1.16 |

※比率は、アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)、アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

※アライアンス・バーンスタイン株式会社のデータを基に委託会社作成

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2021年のファンドの収益率は、年初から2021年6月30日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

| | |
|---------|------------------------|
| 購 入 単 位 | お申込みの販売会社にお問い合わせください。 |
| 購 入 価 額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購 入 代 金 | 販売会社の定める期日までにお支払いください。 |

換金時

| | |
|---------|------------------------------------|
| 換 金 単 位 | お申込みの販売会社にお問い合わせください。 |
| 換 金 価 額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 |
| 換 金 代 金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。 |

申込関連

| | |
|-----------------------------------|--|
| 申 込 締 切 時 間 | 原則として、午後3時までに購入・換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 |
| 購 入 の 申 込 期 間 | 2021年9月16日から2022年3月17日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 |
| 申 込 不 可 日 | 以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。 ● ニューヨーク証券取引所の休業日 ● ニューヨークの銀行の休業日 |
| 換 金 制 限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。 |
| 購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し | 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。 |

決算日・収益分配

| | |
|---------|--|
| 決 算 日 | 毎月18日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収 益 分 配 | <p>年12回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)</p> <p>分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。</p> <p>分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。</p> <p>※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。</p> |

お申込みメモ

その他

| | |
|---------------|---|
| 信託期間 | 無期限(2006年6月30日設定) |
| 繰上償還 | <p>以下の場合には、繰上償還をすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ● 残存口数が10億口を下回ることとなったとき ● その他やむを得ない事情が発生したとき |
| 信託金の限度額 | 5,000億円 |
| 公 告 | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。 |
| 運用報告書 | 毎年6月、12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。 |
| 基準価額の 照会方法 | ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「債券万博」として掲載されます。 |
| 課税関係 | <ul style="list-style-type: none"> ● 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ● 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。なお、販売会社によっては、各制度での取扱い対象としない場合があります。 ● 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 <p>※上記は、2021年6月末現在のもので、税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p> |

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

| | |
|---------|--|
| 購入時手数料 | 購入価額に 3.3% (税抜き3.0%) を上限 として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% を乗じた額です。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>ファンドの純資産総額に年1.287% (税抜き1.17%)の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p><運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各販売会社の純資産残高</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円未満</td> <td>年0.45%</td> <td>年0.65%</td> <td>年0.07%</td> </tr> <tr> <td>50億円以上100億円未満</td> <td>年0.425%</td> <td>年0.675%</td> <td>年0.07%</td> </tr> <tr> <td>100億円以上</td> <td>年0.4%</td> <td>年0.7%</td> <td>年0.07%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> | 各販売会社の純資産残高 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 50億円未満 | 年0.45% | 年0.65% | 年0.07% | 50億円以上100億円未満 | 年0.425% | 年0.675% | 年0.07% | 100億円以上 | 年0.4% | 年0.7% | 年0.07% | 支払先 | 役務の内容 | 委託会社 | ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価 | 販売会社 | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 | 受託会社 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |
|------------------|--|-------------|--------|------|------|--------|--------|--------|--------|---------------|---------|---------|--------|---------|-------|-------|--------|-----|-------|------|---|------|---|------|----------------------------------|
| 各販売会社の純資産残高 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50億円未満 | 年0.45% | 年0.65% | 年0.07% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50億円以上100億円未満 | 年0.425% | 年0.675% | 年0.07% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100億円以上 | 年0.4% | 年0.7% | 年0.07% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払先 | 役務の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資対象とする投資信託 | 年0.2508% (税抜き0.228%) 程度 (基本資産配分比率による試算) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実質的な負担 | ファンドの純資産総額に対して 年1.5378% (税抜き1.398%) 程度 (基本資産配分比率による試算) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | <p>以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用 ● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料 ● 資産を外国で保管する場合の費用 等 <p>※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> <p>※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

| | |
|----------|-------------------------------|
| 所得税及び地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
|----------|-------------------------------|

換金(解約)時及び償還時

| | |
|----------|--|
| 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |
|----------|--|

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。

また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

| | 少額投資非課税制度 NISA | 未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA |
|-----------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 対象となる投資信託 | 公募株式投資信託(新たに購入が必要) | |
| 非課税対象 | 公募株式投資信託から生じる配当所得および譲渡所得 | |
| 利用対象となる方 | 20歳以上の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在) | 0~19歳の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在) |
| 非課税の期間 | 最長5年間(投資期間は2023年まで) | |
| 利用できる限度額 | 120万円/年 (最大600万円) | 80万円/年 (最大400万円) |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2021年6月末現在のものです。



A large white rectangular area with horizontal lines, intended for writing a memo.



三井住友DSアセットマネジメント